

「第10回青森県原子力政策懇話会」議事概要

日 時：平成17年4月25日(月)13:00～15:00

場 所：ホテル青森 3階 「孔雀西の間」

〔出席委員〕林委員(座長)、田中(知)委員(座長代理)、久保寺委員(座長代理)、鎌田委員、北村委員、小林委員、佐々木委員、笹田委員、田中(榮)委員(代理：小寺青森県地域婦人団体連合会副会長)、田村委員、月永委員、築田委員、山本委員

〔欠席委員〕植村委員、遠藤委員、小川委員、菅原委員、田中(久)委員、種市委員、宮田委員

〔他の主な出席者〕

経済産業省原子力安全・保安院：古西核燃料サイクル規制課長

経済産業省資源エネルギー庁：松川核燃料サイクル産業課青森原子力政策企画官

使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会：平川主査、大桃委員、松村委員

電気事業連合会：田沼原子燃料サイクル事業推進本部部長

日本原燃株式会社：澁谷取締役再処理事業部再処理工場長

東北電力株式会社：斎藤常務取締役火力原子力本部長

東京電力株式会社：大久保執行役員立地地域部長

日本原子力発電株式会社：鈴木常務取締役

青森県：三村知事、蝦名副知事、長谷川出納長、関企画政策部長、高坂環境生活部長、中島商工労働部長

1 開 会 (松本原子力施設安全検証室長)

2 知事あいさつ

3 議 事

(1) 日本原燃(株)MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定の締結について

【報告】

日本原燃(株)MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定の締結について、「資料1-1」に基づき県から報告。

(2) 日本原燃(株)六ヶ所再処理工場のウラン試験の実施状況について

【報告】

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場のウラン試験の実施状況について、「資料 2」に基づき日本原燃(株)から報告。

(3) 東北電力(株)東通原子力発電所第 1 号機の現況について

【報告】

東北電力(株)東通原子力発電所第 1 号機の現況及び 4 月 1 0 日の制御棒ドリフト警報発生に伴う原子炉停止の原因と対策について、「資料 3」に基づき東北電力(株)から報告。

(4) 使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討結果について

【報告】

平成 1 7 年 3 月 1 5 日に、知事に対し使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会が報告した「使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討結果」について、当検討会の平川主査から概要報告後、使用済燃料中間貯蔵施設の先行事例施設である日本原子力発電(株)東海第二発電所乾式キャスク貯蔵施設に係る貯蔵作業等のビデオを上映、その後松村委員から「資料 4」に基づき説明。

【主な質疑応答】

日本原燃(株)MOX 燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定の締結について

Q：県では、MOX 燃料加工施設に係る立地協力要請の受諾の判断に当たって、平成 1 7 年 4 月 1 3 日に原子力産業界全体としての日本原子力技術協会が設立されたということも加味したとしているが、当協会の機能等について伺いたい。

A (電気事業連合会)：日本原子力技術協会は、原子力関係の幅広い関係機関の活用を図るとともに、事業者の自主保安活動の向上を支援していくという目的で作られたものである。

当協会は、原子力施設のトラブル情報など運転情報を共有する活動を強化する、原子力学会と専門機関における規格基準の整備を支援する、原子力事業者の自主保安活動につい

て、外部の専門家や技術者も加え、厳正な評価を行い、その結果を勧告、公表するというような大きな三本柱を担っており、第三者的な立場からのけん制機能の発揮に客観性を持たせるために、電気事業者からの独立性を有したものとなっている。

Q：国際原子力機関の I A E A のエルバラダイ事務局長が、核不拡散のための新しい再処理やウラン濃縮施設の建設などについて、5年間凍結すべきという話の報道がなされているが、MOX工場との関連で具体的な支障が出てこないものなのか。

A（資源エネルギー庁）：核不拡散の重要性については、十分認識している。我が国は、これまで軍事利用を行わず、平和利用に限って原子力を使ってきており、世界の第一線を走っていると認識している。このため、ほかに例をみない厳格な保障措置、輸出管理規制、核物質防護等を講じてきており、引き続き、他の非核兵器保有国の模範を示していきたいと考えている。

5年間の凍結という話については、我が国において個別の既存の施設の更新や設計変更、あるいは現在進められている核燃料サイクル計画の将来計画など、我が国の核燃料サイクル活動を阻害する可能性があるのではないかと考えており、適切なアプローチではないと考えているので、今後対処していきたいと考えている。

Q：県が原子力行政をこれから進めていくに当たって、県としての人材育成、マンパワーの確保が重要になると思うが、その辺のところはどうなっているのか。

A（県）：県の方では、原子力工学など理工系の大学あるいは大学院を卒業した者を採用しており、原子力安全対策に携わる者に対しては、専門研修を受講させるなど専門知識や技術の習得・向上を図ってきているところである。また、例えば立入調査など、非常に専門的知見を必要とする場合には、外部の専門家を同行させることができるようにもなっており、こちらの方でも対応できる部分については対応したいと考えている。

Q：電気事業連合会会長がプルトニウムの利用計画を公表されるとのことであるが、その公表の時期はいつ頃になるのか。

A（電気事業連合会）：プルトニウム利用計画については、プルトニウムを分離する前までに公表しなさいと原子力委員会で定められており、プルトニウムが初めて分離されるアクティブ試験の前までに公表するというところで今準備を進めているところである。

Q：MOX燃料の使用済燃料は、再々処理されるのか、今度は直接処分していくのか。

A（資源エネルギー庁）：平成15年、エネルギー政策基本法に基づき、国会に報告されて

いるエネルギー基本計画では、核燃料サイクルは我が国の基本的な方針であると位置付けられており、MOX燃料の使用済燃料も将来は再処理をするということになっている。具体的には、現在、原子力利用の長期計画の見直しがされているが、現行の計画の中でもきちんと触れられており、六ヶ所に続く第二再処理工場で軽水炉仕様MOX燃料の再処理も行える施設と位置付けられている。

したがって、MOXだから直接処分ということではなく、あくまでも使用済燃料は再処理というのが我が国の基本方針であり、その上でどこでやるのかということについては、第二再処理工場以降と考えている。

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場のウラン試験の実施状況について

Q：日本原燃(株)において、これまでいろいろなトラブルがあったが、その都度、大変誠実に対応してきたことが、一定程度、県民の理解、信頼を得つつあるのではないかと考えている。そういう意味で、今後の安全対策、品質保証体制、人材育成・教育訓練、地域住民との信頼関係醸成のために、改めて、これから事業を行うことについての決意を伺いたい。

A（日本原燃(株)）：人材育成については、技能認定制度を導入しており、現在は運転員だけであるが、これから保修要員、放管要員と広げていき、力量の評価を持って人材育成を進めていきたいと思っている。品質保証については、自社自身も一生懸命やるが、第三者機関の審査・指摘等を受けて、適宜改善等を図って、より良いものに努めていきたいと思っている。

Q：事業者に対する品質保証体制の確立、あるいは全ての原子力産業従事者のモラル・技術向上に対する指導のあり方について、今後、具体的にどのような指導強化をしていくのか、国の決意を伺いたい。

A（原子力安全・保安院）：平成17年4月7日に日本原燃(株)社長を原子力安全・保安院長の所に呼び、品質保証体制等について指導したところであり、品質保証トップマネジメントは非常に重要であることから、国としてもしかるべき形でトップがきちんとやっているということを確認していく行為を続けていきたい。つまり、平成15年10月の制度改正により、品質保証体制については、国の検査、要するに法令で定められた検査としてみていく形になっており、そういう形で品質マネジメントについて引き続き見ていきたいと思っている。

規制当局としては、使命感をもって、科学的・合理的な判断に基づき、仕事の透明性を

確保しつつやっていきたい、また、説明責任を十分に果たしていきたいと思っている。

Q：先に、ウラン試験時のトラブル事例集を公表したが、ウラン試験後、アクティブ試験と本格稼働が始まるわけであり、トラブルレベルはどんどん上がっていくと想像するが、アクティブ試験時等のトラブル事例については、いつ公表するのか。

A（日本原燃株）：ウラン試験のトラブル事例集が、教育効果という点では非常に役立ったという実感がある。そういう観点から、アクティブ試験に向けても、これをさらに発展させるため準備をしている。

事故の規模については、安全審査の段階、基本設計の時に、操業時、すなわちアクティブ試験とほぼ同等の操業時を想定して事故評価をしており、その中で、こういう事故に対してはこういう多重防御の設計を行うということで、一つ一つ潰してきたところである。

Q：平成17年2月16日の六ヶ所村での住民参加による原子力防災訓練について、結果、状況を含めて、県の評価はどうなっているのか。

A（県）：県、六ヶ所村では、2月16日に防災関係機関が相互に連携しながら防災体制の確立や防災業務関係者の防災技術の向上を図ることを目的に、六ヶ所再処理施設を対象とした原子力防災訓練を実施したところである。このうち、住民避難誘導訓練については、六ヶ所村の弥栄平・戸鎖・室ノ久保地区の一般住民約120名の参加により、実際にコンクリート屋内退避等を行ったところである。

昨年度の防災訓練は、積雪時における防災対策の実効性を確認するという観点から、あえて厳寒期の2月中旬に実施したものであり、今回の訓練で得られた知見については、今後の防災対策に活かしていきたいと考えている。県としては、今後とも訓練などを通じて防災体制の充実強化に努めて参りたいと考えている。

Q：ウラン試験が終わるのは、いつ頃になるのか。

A（日本原燃株）：溶媒にウランをくっ付けたり、それを洗ってきれいにし、その溶液を粉末にして、製品である二酸化ウランを作るところまでは試験が進んでおり、現在の状況でいけるならば、7月頃には建屋統合試験までは終了し、その後、建屋全体の総点検を行い、10月頃に全体的な総合確認試験を行うことができれば、ウラン試験は終了することができるのではないかと考えている。

Q：人材育成等については、会社の責任において行われるものであり、他者から強く言われる筋のものではないはずだと思う。これらに対し、県、すなわち県民から強く要請された

ことについて、会社側は重く受け止めるだけでなく、恥ずかしく感じて欲しい。また、硝酸酸性溶液漏れについても、硝酸に弱く、腐食しやすい部品の取り替えを怠っていたなど、いつもまさかこのような原因でということばかりの連続であり、机上の話だけではなく、是非、行動計画に移して欲しいということを切に望みたい。

A（日本原燃株）：人材育成が一番大事なことであるということをやっているが、貴重なご意見を肝に銘じて、今後とも、月1回の汚染訓練などいろいろな教育訓練について、教育訓練計画に基づいて訓練・教育をさらに充実し、トラブルが起きないように安全確保を第一義にウラン試験を進めて参りたい。

東北電力株東通原子力発電所第1号機の現況について

Q：原子力発電所は、日本で既に52基もあり、技術は定着しているとのことであるが、東通原子力発電所で今回発生したスイッチを替えれば済む程度のトラブルは、もはや皆無であって欲しいと思う。

A（東北電力株）：制御棒の位置をしっかりと検出するスイッチは、防塵の管理した工場のエリア、ゴミのないクリーンなエリアで作業を行っており、また、単品ごと、一つ一つきちんと十分な事前チェックを行って不良品を除去しているが、現状、完全にそういった異物の混入を防止できない状況であり、今回の事象はいろいろな工場ですっかりといるんな機能検査をやった上の結果で、偶発的な事象と考えている。

Q：東通原子力発電所においても日本原燃株にならってトラブル事例集を作ったと思うが、公表しないのか。

A（東北電力株）：現在、トラブル事例集というものは作っていないが、中央において、これまでの全国の原子力発電所の全ての不具合が情報管理されており、それをしっかりと社内で水平展開するとともに、再発防止対策をしっかりとやっている状況である。

Q：昨年、東通原子力発電所に関する原子力防災訓練が実施されたが、今度は、営業運転をすることになるので、次回の原子力防災訓練に当たっては、東通村の住民を参加させたいきちんとした防災訓練を実施すべきではないか。

A（県）：昨年度は11月16日に東通原子力発電所に関する原子力防災訓練を実施しているが、17年10月に営業運転が開始されることから、現在、県としては、運転開始前までに住民参加の訓練を実施する方向で検討している。

使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討結果について

Q：使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性チェック・検討会では、50年後の話は検討課題にしなかったと聞いているが、今県民が不安視しているのは、50年後はどうなるのか。その搬出先はどうなるのかだと思ふ。

A（県）：使用済燃料中間貯蔵施設については、50年後どういうふう処理されるのかということは、極めて大事なことである。同施設の立地協力要請の検討に入る前に、事業者である東京電力㈱に50年後にきちんと再処理するということで確認しており、また、小平資源エネルギー庁長官からも50年先には、きちんと再処理するという回答を得ているところであり、それらを踏まえ、検討に入った経緯がある。

国の確認については、今後、大臣級の確認も必要ではないかと考えており、5月に開催予定の県議会全員協議会、青森県原子力政策懇話会、市町村長会議、県民説明会等のご意見を十分参考にしながら、今後、そういう確認の方法についても検討して参りたい。

【主な意見】

アクティブ試験、あるいは実操業になってきた時に、どういうふうなトラブル情報というものをまとめていくのかということは、結構関心があるところかと思うので、必要な時にその辺についても検討いただきたい。

技能認定の話があったが、その技能というものを是非狭く解釈しないで欲しい。ミスをしたら、あまり隠さないでパッと正直に言うとか、あるいは他の事例を一生懸命勉強して自分のところで間違いを起こさないようにするとか、そういう手順をちゃんとやれみたいな話とは別な次元で、心の次元で、安全を守る者の責任を自覚した、そういうところまで含めた技能であって欲しい。

つまらないトラブルは皆無にして欲しいという意見があったが、非常にたくさんの部品と操作がある場合に、人間にエラーをするな、ゼロにしろというのは、かなり厳しすぎる要求であり、無理ではないかと思う。

これは、しても良いということでは言っているのではなく、大事なポイントは、一つのエラー、一つの部品の故障でトラブルで施設全体が危なくなる、あるいは環境に悪影響を与えるということ無くすることこそが大事なのであって、そういう意味で、一つのエラーも無くするように要求するよりも、環境や周りに対する悪影響を徹底的に無くして欲しいと言った方が、筋の通った努力がお互いできるのではないかと思う。

5 閉 会

(配付資料)

- 資料 1 - 1 MOX 燃料加工施設に係る立地協力要請の受諾と立地基本協定の締結について
(青森県)
- 資料 1 - 2 MOX 燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書 (青森県)
- 資料 2 六ヶ所再処理工場のウラン試験の実施状況について (日本原燃株)
- 資料 3 東通原子力発電所第 1 号機の現況について (東北電力株)
- 資料 4 使用済燃料中間貯蔵施設に係る安全性について
(平成 1 7 年 3 月 1 5 日 安全性チェック・検討会 説明資料)